海事研究協議会規約(2023.1.1改定)

第1条 名称

本会は海事研究協議会と称する

第2条 目的

海事社会が直面する諸課題について、自主的に調査・研究・協議することにより、その成果を社会に発信することを目的とする。

第3条 事業

本会は第2条の目的に合致した事業を行う。

第4条 事務局

本会は〒615-8195 京都市西京区川島権田町43-46 篠原&アソシエイツ内に事務局を置く。 第5条 会員

本会の会員は、入会申請の提出後、理事会が認めたものとする。

第6条 会費

本会の会費は徴収の必要が生じたとき、別途取り決める。

第7条 役員

本会は次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 顧問 若干名

第8条 役員の選出および任期

- (1) 設立時の役員は設立発起人が選任する。
- (2) 第2期以降は会員の互選による。
- (3)代表理事は理事の互選による。
- (4) 事務局長は理事の互選による。
- (5)役員の任期は2年とし、重任を妨げない。
- (6)役員が任期の途中で退任した場合、後任役員は理事会が選任し、その任期は前任者 の残任期間とする。

第9条 役員の職務

- (1) 代表理事は本会を代表する。
- (2) 理事は理事会を構成し、事業の方針を審議する。
- (3) 事務局長は本会の運営に関する事務を執り行う。
- (4) 監事は会計帳簿および決算書類並びに事業を監査し、その結果を理事会に報告する。
- (5) 理事でない顧問及び監事は代表理事の求めに応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

第10条 理事会

- (1) 理事会の構成員は代表理事および理事とする。
- (2) 理事会は代表理事が招集する。
- (3) 理事会は役員の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 理事会は事業の方針その他重要な事項を審議し、出席者の過半数の賛成を持って議事を決する。

第11条 総会

- (1)総会の構成員は全ての正会員とする。
- (2)総会は理事会の決議をもって代表理事が招集する。
- (3)総会の議長は代表理事が行う。
- (4)総会は、毎事業年度終了後に開催する。
- (5)総会においては下記を行う。
- ①各事業年度の事業報告及び会計報告
- ②理事会の決議事項報告
- ③当会の事業の方針やその他の重要な事項についての意見の交換
- 4)その他

第12条 課題研究グループ

海事社会において検討が必要と思われる課題ごとに課題研究グループを設定し、その課題 解決を目指して調査・研究・協議をする。

その成果は、理事会の審議を経て、社会に発信する。

外部から諮問を受けた場合には、その諮問事項に合った課題研究グループを設置する。 課題研究グループの設置およびその構成員は理事会が決定する。

第13条 会計

- (1) 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金その他の収入によって、これを支弁する。
- (2) 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日をもって終了する。
- (3)決算は監事の監査を受けたのち、理事会が承認する。